

環境負荷物質管理ガイドライン

制定：2008年 3月24日 A版
改定：2017年10月 2日 F版



トスレック株式会社



目次

項目	頁
表紙	1
目次	2
改定履歴	3
1. 目的	4
2. 適用範囲	4
3. 用語の定義	4
4. 評価・登録手順	6
5. 調査・報告手順	6
6. 機密保持	6
7. 改定	6
8. 関連文書	6
9. 関連帳票	6
10. お問い合わせ先	6

改定履歴

制定・改定日	版番号	内容	承認	照査	作成
2008年 3月24日	A版	新規制定	戸田	—	佐々木
2010年 6月 1日	B版	3. 用語の定義の内容修正 4. 評価・登録手順の内容修正 5. 調査・報告手順の内容修正 7. 改定の内容修正 8. 関連文書の内容追加 付属書A 禁止物質リストの内容修正 付属書B 条件付禁止物質リストの内容修正 付属書C 適用除外用途一覧の内容修正	戸田	—	佐々木
2011年 4月 1日	C版	4. 評価・登録手順の内容修正 5. 調査・報告手順の内容修正 付属書A 禁止物質リストの内容修正 付属書B 条件付禁止物質リストの内容修正	戸田	—	佐々木
2012年12月17日	D版	環境宣言(別公開)への改訂に伴い、環境理念・環境方針の頁を削除	戸田	—	佐々木
2014年 1月 6日	E版	2. 適用範囲の内容追加 3. 用語の定義の内容追加 4. 評価・登録手順の内容修正 5. 調査・報告手順の内容修正 7. 改定の内容修正 8. 関連文書の内容修正 9. 関連帳票の内容追加 付属書A 禁止物質リストの内容修正 付属書B 条件付禁止物質リストの内容修正 付属書C 適用除外用途一覧の内容追加	戸田	—	佐々木
2017年10月 2日	F版	目次の内容削除 2. 適用範囲の内容修正 3. 用語の定義の内容修正 4. 評価・登録手順の内容修正 5. 調査・報告手順の内容修正 6. 機密保持の内容修正 8. 関連文書の内容修正 9. 関連帳票の内容修正 10. お問い合わせ先の内容修正 付属書A、B、Cの削除	戸田	—	高橋聡

1. 目的

トスレック株式会社(以下当社と呼称)が製造・販売する製品に対して、環境負荷物質管理の適用範囲・基準を明確にすることにより、環境保全活動を推進しているお取引先様から環境負荷の小さな部品・部材・副資材・事務用品を調達し、環境負荷低減活動を率先して行うと共に、環境法規制や顧客要求を遵守することで環境負荷物質管理の維持向上に努め、環境保全や循環型社会に貢献することを目的としています。

2. 適用範囲

当社にて製造・販売する製品に関連する構成部品・部材等、当社が環境負荷物質の調査対象とする調達品及びお取引様へ外部委託する製品に対して、環境負荷物質の含有閾値を超えない若しくは含まないことを基準とし、適用します。

- (1) 電子部品(例:IC、トランジスタ、ダイオード、コンデンサ、抵抗、スイッチ、コネクタ、他)
- (2) 電子材料(例:ハンダ、フラックス、防湿剤、基材、レジストインク、他)
- (3) 他副資材(例:工業用テープ、フィルム、エアキャップ、ダンボール、手袋、他)
- (4) 事務用品(例:事務用テープ、ラベル、スタンプ台、ボールペン、マーカー、修正液、他)
- (5) 製品(例:当社顧客先へ納入する製品)

尚、当社指定の環境負荷物質(特定有害物質)の使用制限は、下図に依るものとします。

環境負荷物質(特定有害物質)の使用制限リスト

	特定有害物質	含有閾値(最大許容濃度)
①	カドミウム及びその化合物	(100ppm(0.01wt%)以下)
②	六価クロム化合物	(1000ppm(0.1wt%)以下)
③	鉛及びその化合物	(1000ppm(0.1wt%)以下)
④	水銀及びその化合物	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑤	ポリ臭化ジフェニル類(PBB類)	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑥	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑦	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑧	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑨	フタル酸ジブチル(DBP)	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑩	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	(1000ppm(0.1wt%)以下)
⑪	当社顧客指定の使用禁止物質	当社顧客指定による

※①～⑩はRoHS指令(EU)2015/863を参考としています。
(詳細は当該法令の原文をご参照下さい。)

※⑦は当社顧客先の環境負荷物質管理基準書等に準拠します。
(詳細は当社顧客文書をご参照下さい。)

※上記図表の物質は意図的添加の無いこと。

3. 用語の定義

◆意図的添加

特定の特性、外観、又は品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品又は部品・部材の形成時に故意に使用することです。

◆化学物質

化学物質とは化学元素及び化学元素の化合物です。(例:鉛(化学元素)、酸化鉛(化合物)、ポリ塩化ビニル(化合物))

◆材料

材料は1つ以上の化学物質から成っています。(例えば、合金は材料であるが、合金自体は多数の異なる化学物質から出来ています。)

◆均質材料

均質材料とは、異なる材料へと機械的に解体出来ない素材を意味します。

均質という用語は、「全体的に一様な組成であること」を意味します。

”均質材料”の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、ダンボール、樹脂、コーティング等です。

◆含有

原材料、部品・部材、製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることを言います。

自然に含まれる化学物質(不純物)や、一般の工業的な精製段階に於いて残ってしまうもの(不純物、残留溶剤、未反応モノマー等の残留物)が含まれている場合も含有とします。

また、規定の閾値(濃度レベル)を超える場合、又は意図的添加されている場合は含有とします。

◆閾値レベル

製品又は部品・部材に含まれる化学物質又は材料がこの値を超える(若しくは同一の値になる)と、本ガイドラインの要求事項に従って開示しなければならない限界を示す濃度レベルのことを言います。

このレベルが特定の値に設定されており、含有量がこの値と同一か、超えている場合には、当該化学物質が含まれていることを報告しなければなりません。

閾値レベルが意図的添加(定義は上記)に設定されている場合には、材料又は化学物質が”意図的添加”の定義を満たしていれば、その量に係わらず、当該化学物質が含まれていることを報告する必要があります。

閾値レベルの数値はppm(及び質量%)で表されます。一般的には1000ppm=0.1%として換算されます。

◆不純物

天然素材中に含有され、工業材料の精製過程で工業技術的に除去しきれない物質又は、

合成反応の過程で生じた工業技術的に除去しきれない物質のことを言います。

素材の特性を変える目的で使用する場合は”意図的添加”として扱います。

◆使用

以下の場合について”使用”と定義します。

- ① 製品又は部品・部材に意図的かどうかには関係なく、対象物質を含有若しくは閾値レベルの数値以上に含有している場合。
- ② 製造者が製品又は部品・部材の機能、品質を継続的に維持する目的で、含有率の多少に拘らず、意図的に対象物質を含有する場合。

◆不使用

以下の場合について”不使用”と定義します。

- ① 不純物(意図的に添加していない場合は不純物として扱う)として僅かに含まれている場合で、閾値レベルの数値未満の場合。
- ② 適用除外用途一覧に指定されている物質を指定以下の範囲で含有している場合。

◆アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)

アーティクル(部品や成形品等の別称)が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目指した協議会です。

(JAMP) Joint Article Management Promotion-consortium

ホームページ(<http://www.jamp-info.com/>)

4. 評価・登録手順

調達品及び外部委託する製品の環境負荷物質管理に関するお取引先様の評価は、次の手順にて行います。

◎供給者評価

- ①. 当社「環境負荷物質管理ガイドライン」に準じて、環境負荷物質管理体制の構築を行って頂きます。
- ②. 必要により「環境負荷物質 不使用誓約書」若しくは代用書面による提出を行って頂きます。
- ③. 新規取引開始時及び3年毎の期末に於いて評価(再評価)を行います。
- ④. 評価基準に満たない場合は速やかに是正を行って頂きます。また必要であれば管理向上の為の指導を行います。
尚、当社の環境負荷物質管理にご協力頂けない場合は、以後のお取引が出来ない場合がございます。
- ⑤. 当社の評価基準を満たした業者様は、供給者として登録します。

5. 調査・報告手順

当社の調達品及び外部委託する製品の環境負荷物質管理に関して、次の調査を行って頂きます。

◎製品含有化学物質調査

- ①. 当社指定或いは当社顧客先指定の化学物質につきまして、不含有または閾値レベルでの含有状況について、調査を行って頂きます。
- ②. 調査ご回答は、当社指定(当社顧客先指定を含む)フォーマットまたはお取引先様のフォーマットにてご回答頂きます。(別途指示させて頂きます。)
- ③. 調達品により、『SDS(Safety Data Sheet)』・『分析結果報告書(ICPデータ)』・『不使用証明書』等の書面または電子データをご提出頂きます。(別途指示させて頂きます。)
- ④. 調達品の環境負荷物質使用状況に変更が有った場合は、速やかにご報告をお願いします。
- ⑤. 環境負荷物質管理体制に変更が有った場合も、速やかにご報告をお願いします。

6. 機密保持

ご回答頂きました内容は、当社(当社顧客先を含む)の環境負荷物質管理に関する業務活動にのみ使用し、その他の目的には使用しません。

7. 改定

当社「環境負荷物質管理ガイドライン」及び帳票類は、今後の法規制及び社会動向により適宜改定します。

また、最新版はトスレック(株)のホームページ(<http://www.tosslec.co.jp/>)より入手して頂けますので、ご確認下さい。

8. 関連文書

当社「環境負荷物質管理ガイドライン」に関連する文書は次の通りです。(『 』…当社外文書)
・『SDS(Safety Data Sheet)』
・『分析結果報告書(ICPデータ)』

9. 関連帳票

当社「環境負荷物質管理ガイドライン」に関連する帳票は次の通りです。(『 』…当社外文書)
・「環境負荷物質 不使用誓約書」
・『不使用証明書』

10. お問い合わせ先

トスレック株式会社

本社工場 品質管理部

〒601-8303 京都市南区吉祥院西ノ庄西中町46-2

TEL:075-314-2418 FAX:075-314-2416

中津川工場 管理部

〒509-9131 岐阜県中津川市千旦林中原1570-56

TEL:0573-68-6889 FAX:0573-68-6915

